

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年6月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500024号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500017号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成15年12月15日は25万7,000円、平成16年12月15日は25万2,000円、平成17年12月15日は24万6,000円、平成18年7月15日は24万7,000円、平成19年12月14日は25万7,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月15日、平成16年12月15日、平成17年12月15日、平成18年7月15日及び平成19年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月15日、平成16年12月15日、平成17年12月15日、平成18年7月15日及び平成19年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年12月15日
② 平成16年12月15日
③ 平成17年12月15日
④ 平成18年7月15日
⑤ 平成19年12月14日

年金の手続のために年金事務所に行ったところ、A社から支給された賞与記録が確認できないことがわかった。請求期間当時の賞与支給状況がわかる資料を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成14年9月分から平成19年12月分までの給与明細書及び賞与明細書から転記したとするメモ並びに平成15年分、平成18年分及び平成19年分の給与所得の源泉徴収票(以下「請求者から提出された資料」という。)により、請求者は請求期間①から⑤までにおいて、A社から賞与の支給を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、各請求期間に係る標準賞与額については、前述の請求者から提出された資料により、請求期間①は25万7,000円、請求期間②は25万2,000円、請求期間③は24万6,000円、請求期間④は24万7,000円、請求期間⑤は25万7,000円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成15年12月15日、平成16年12月15日、平成17年12月15日、平成18年7月15日及び平成19年12月14日に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否かは不明、また、厚生年金保険料については納付していないと回答していることから、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500020号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2500010号

第1 結論

平成6年3月22日から同年4月1日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年3月22日から同年4月1日まで

請求期間について、国民年金保険料の未納があると連絡が来たので支払をしたが、年金記録では納付記録がないことから、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、住民登録をしている市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金の記号番号が新規に付番される払出事務が行われていた。

しかしながら、請求者が出生時から現在まで居住しているA町は、請求者に国民年金の記号番号の払出は行われておらず、国民年金の加入記録が確認できない旨回答しており、請求者が所持している年金手帳には、厚生年金保険の記号番号は記載されているが、国民年金の記号番号は記載されていない。

また、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照会システムにおける氏名検索により調査したものの、請求者に国民年金の記号番号が払出された形跡はなく、請求者の国民年金加入手続は行われなかったと考えられ、当該手続が行われない場合、請求期間の納付書は作成されず、国民年金保険料を納付することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。